様式1

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	目標達成予定時期
○	○	1．調達改善に向けた審査・管理の充実	**①公共調達委員会（事前審査）** <u>＜競争入札、随意契約共通の取組＞</u> ○厚生労働省独自の取組である「公共調達委員会」において、調達手続き開始前に所要の改善・指導を行い、一者応札の改善及び調達手続きの適正性確保を図る。なお、調達手続きを進めるためには、公共調達委員会の審査・承認を経なければならないとすることで、実行性を担保する。 <u>＜競争入札における取組＞</u> ○調達分野を問わず、次回の調達の際に前回の調達結果を報告させる。前回の調達が一者応札であった案件は、チェックリストに基づき、調達要求部局において一者応札の要因分析、対応方針を検討した上で、同委員会で更なる課題等がないかを含め審査を行うことにより、一者応札の更なる改善を図る。 ○調達分野別の取り組みとして、特に「情報システム」及び「その他役務」の一者応札の改善に注力する。 <u>＜随意契約における取組＞</u> ○調達分野を問わず、随意契約理由の精査及び価格の妥当性の審査を行い、競争入札への移行又は契約金額の削減を図る。 ○調達分野別の取り組みとして、高額な「物品等製造・購入」を随意契約によっている実態があることから、随意契約理由、数量及び単価に係る妥当性の審査を強化する。	○公共調達委員会の審査対象案件は、全契約金額（少額随契を除く）の9割を占めており、従来においても、本委員会による調達改善の効果が顕著であるため。 ○表5の分析により、一者応札の多くが「情報システム」及び「その他役務」であるため。 ○表3及び4の分析により、高額な「物品等製造・購入」を随意契約により調達している傾向があるため。	A＋	H21	○前回一者応札であった全ての調達について、一者応札からの改善を図る。 ○情報システム及びその他役務について、一者応札件数・金額を改善する。 ○契約相手方が一者に限られると認められるか等について、随意契約の審査を厳格化する。	R8年3月まで
○	○		**②公共調達中央監視委員会（事後審査）** <u>＜競争入札、随意契約共通の取組＞</u> ○公共調達中央監視委員会において、調達後に事後審査を行い、同委員会の意見及び提言を次回の調達に反映させる。 ○公共調達委員会において改善措置を講ずることが指摘された案件については、当該委員会での指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、公共調達中央監視委員会で審査を行う。 ○特に、公共調達中央監視委員会の意見及び提言を体系的に整理して共有することで、他の調達の改善を図り、厚生労働省全体の調達の質の向上を図る。	○事後審査の結果を次回又は他の調達に反映させることは、調達改善におけるPDCAサイクルにおいて肝要であるため、重要な取組みとして位置づける。	A＋	H19	○指摘事項を次回又は他の調達に反映させることにより、厚生労働省全体の調達コストの改善、適切性の確保及び質の向上を図る。	R8年3月まで
○	○		**③会計監査及び会計指導** <u>＜競争入札、随意契約共通の取組＞</u> ○調達担当職員の調達改善に向けた意識改革を図るため、公共調達委員会の審査対象外の小規模な調達についても、個別に調達指導を行う。 ○前年度に実施した監査及び指導結果についてフォローアップを行う。 <u>＜競争入札における取組＞</u> ○一者応札等となった調達案件については、その内容や契約の相手方となり得る地域での経済活動の状況などについて点検・要因分析を行った上で、複数入札が見込まれるように調達方法の工夫、調達内容、仕様等の改善を指導する。 ○連続して2回以上一者応札等となったものについて等級拡大を行うよう指導する。 ○調達案件の説明会に参加したにもかかわらず応札しなかった業者に対してアンケート等を実施し、要因を分析・把握するよう指導する。 <u>＜随意契約における取組＞</u> ○随意契約については、随意契約の理由を分類化し、各分類毎に詳細に分析を行った上で、随意契約理由の妥当性及び計画的な調達による一括調達の可否などを点検し、可能な限り一般競争入札への移行を指導する。	○調達改善のためには、調達の適正性の確保及び一者応札の改善に向けた取り組みの定着を図ることが重要であり、会計監査及び指導を活用することは非常に有益であるため。	A＋	H23	○会計監査及び指導により、調達担当職員の調達改善に向けた意識改革を図る。 ○一者応札については、前回一者応札等から複数応札等へ改善を図るよう指導する。 ○随意契約については、可能な限り一般競争入札への移行を図るよう指導する。	R8年3月まで
○		2．企画競争の原則禁止	○企画競争よることが真に適切かつやむを得ないと言えるか慎重に検討の上、限定的に行う。 ○企画競争により特定の事業者を選定したときは、必ず契約金額の内訳を書面で提出させ、将来的に一般競争入札へ移行した際に適正な価格設定ができるよう努める等、経済性の確保を徹底する。 ○研究開発、調査、広報の業務委託については、一般競争入札（総合評価落札方式）によることとし、新規の事業など、入札のための仕様が確定していないことを理由として企画競争は認めない。 ○行政補助的な業務（国際会議の運営業務や研修実施事業等）については、新規の事業を除き、企画競争は認めない。 ○企画競争の実施にあたってのルールに基づき、チェックリストを活用し、引き続き、公共調達の適正化を図る。	○企画競争は、価格競争が行われない随意契約であることを踏まえて限定的に行う必要があり、重要な取組として位置づけるもの。	A＋	－	○調達は原則として価格競争によることとし、企画競争は極めて限定的に実施されるよう、省内の取扱いを徹底する。	R8年3月まで
○	○	3．調達事務のデジタル化の推進	○競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、原則全ての一般競争入札案件を対象に、電子調達システムを利用した調達事務（電子入札及び電子契約）を実施する。 ○令和7年度においては前年度の電子入札・電子契約率を上回り、令和9年度までに電子入札率80%、電子契約率50%を達成するよう取り組む。 ○原則として、全ての入札公告を電子調達システムにて実施することとし、落札者が電子応札者であった場合は電子契約を締結し、紙応札者であった場合は電子応札を促す。	官民双方の調達事務における負担軽減や効率化を図るうえで、調達事務のデジタル化による効果が大きいため。	A＋	H28	電子入札、電子契約等に取組み、調達事務のデジタル化を推進する。	R8年3月まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする（「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年12月16日　デジタル庁）等）。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷（電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数）
・電子契約案件数：契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数：電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数（電子契約案件数の内数）

※1　難易度

A＋：効果的な取組
A　：発展的な取組
B　：標準的な取組

様式2

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
＜調達担当職員の意識改革・能力向上＞ 調達担当職員を対象に、専門家の講師を招いて、入札や企画競争等の適正な実施を徹底するために職員研修を実施する。 また、会計法令の遵守及び会計事務に関する必要な知識の習得のため、本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修を実施する。	継続
＜契約に反する再委託の防止＞ 適正な履行の確保を図る観点から、原則、履行開始時に監督職員等による立入調査を実施し、契約に反する再委託等が行われていないか確認を行う。	継続
＜成果物の確認＞ 検査職員による成果物の検査に当たり、契約の内容に応じて検査を行うことに加え、事業担当部局の課室長等管理監督者による納品確認を行うことにより、履行の確実性を担保する。	継続
＜庁費関係のうち、汎用的な物品・役務の共同調達（本省分）＞ 予算執行の効率化の要請の強い庁費関係のうち、汎用的な備品費、消耗品費及び雑役務費について、共同調達を実施し、対象品目については、以下の7品目で行うこととし、コスト削減や効率化を図る。 ①事務用消耗品等（コピー用紙含む）②蛍光灯 ③新聞切り抜き ④配送 ⑤トイレットペーパー ⑥災害備蓄用品 ⑦ガソリン	継続
＜クレジットカード決済＞ コスト削減のため、引き続き、ETCカードを活用した高速料金の支払い、水道料金のクレジットカード決済を実施する。	継続